

## 入札説明書

いのち支える自殺対策推進センター  
増床プロジェクト 設計・コンサル 一式  
(令和3年度契約案件)

### 1. 概要及び日程等

(1) 業務名	いのち支える自殺対策推進センター 増床プロジェクト 設計・コンサル 一式
(2) 履行期間又は履行期限	契約日から令和4年1月31日(月)まで
(3) 契約方法	一般競争入札(総合評価落札方式)
(4) 入札説明書の交付	令和3年9月30日(木)
(5) 参加申込期限	令和3年10月7日(木)
(6) 質疑締切日	令和3年10月12日(火)
(7) 質疑回答日	令和3年10月14日(木)
(8) 入札書提出期限	令和3年10月20日(水)
(9) 入札結果通知	令和3年10月21日(木)～10月25日(月)
その他	本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

### 2. 本件への参加申し込み先

本件への参加を希望する者は、以下の申込先にメールで申し込むものとする(社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記のこと)。

申込受付後、入札希望者に詳細(入札仕様書 別紙等)を送付する。

#### 【申込先】

いのち支える自殺対策推進センター 増床プロジェクト担当

メール: [soumu1@jscp.or.jp](mailto:soumu1@jscp.or.jp)

### 3. 質問等

本入札に関し質問等がある場合は、上記アドレスにて受け付ける。電話・FAX・郵送等での受付は行わない。

### 4. 提出書類

下記①～⑦を、期限内にメールでデータ提出すること。

①入札書(入札金額の内訳・明細を別紙として添付すること)

②コンサル担当者経歴書

③設計図面案

④マスタースケジュール案

- ⑤設計・マネジメント業務内容書（コンサル項目・役割分担等）
- ⑥会社案内及び増床工事のコンサル実績一覧（直近3年程度、同規模以上3件程度）
- ⑦反社会的勢力排除に関する確約書

#### 5. 支払い条件

入札仕様書の条項8. 支払条件に基づく。

# 入札書

入札金額

¥

—

入札件名：いのち支える自殺対策推進センター増床プロジェクト 設計・コンサル一式

入札説明書及び入札仕様書の記載内容を承諾の上、上記の金額で入札します。

なお、入札金額の内訳と明細は別紙のとおりです。

令和3年 月 日

名称または商号

住所または所在地

代 表 者

印

いのち支える自殺対策推進センター  
増床プロジェクト 設計・コンサル一式  
入札仕様書

令和3年9月

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター

いのち支える自殺対策推進センター 増床プロジェクト  
設計・コンサル一式 入札仕様書

### 1. はじめに

いのち支える自殺対策推進センターはオフィスの増床を計画しています。

この増床に関わる設計・コンサル一式を担当していただくコンサル会社を選定するため、本入札を行います。

### 2. 設計・コンサル会社の組織

A：入札者は、本入札で要求されている工事の設計・コンサルを遂行できることが第一条件です。

B：この第一条件を満たすために他の会社組織又は個人との連携やパートナーシップを組む場合は入札書類送付先の会社が責任会社となり、入札もこの責任会社の名前で提出していただきます。

C：したがって発注者との契約相手先は、この責任会社となり他の会社組織、個人、パートナーとの連名では契約しませんのでご注意ください。

### 3. プロジェクト概要

(1) 発注者	一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
(2) プロジェクト名称	いのち支える自殺対策推進センター 増床プロジェクト
(3) 入札内容	オフィス増床工事に伴う設計・コンサル業務
(4) スケジュール	コンサル期間： 契約日（令和3年10月下旬）～令和4年1月31日（月）予定
(5) プロジェクト場所	東京都千代田区
(6) 発注者のフロア面積	別紙図面参照
(7) B工事業者	ビル管理会社の指定業者

### 4. 添付資料

A：入札仕様書（本紙・別紙）

B：反社会的勢力排除に関する確約書

C：評価手順書

D：契約書（案）

E：基本図一式（レイアウト・天井伏図・床伏図）

※A入札仕様書（別紙）、Eは入札希望者にのみ送付します。

### 5. 業務範囲

準備から設計・工事完了まで一連のコンサル業務すべてを行うこととします。

下記の業務は必須の項目とします。

A：プロジェクト体制の確立

(1) 連絡体制と情報共有方法の確認

(2) ビルの工事区分、館内細則の確認

(3) B工事業者への工事関連交渉業務

(4) 工事契約（B工事指定業者、C工事）体制、工事条件の確認

B：プロジェクトキックオフ

(1) マスタースケジュール作成

(2) プロジェクトキックオフ

C：現状オフィスの調査

(1) 現状オフィスのレイアウト確認

(2) 現状調査：レイアウト、家具、設備関係

(3) オフィス要件の確認：組織・人員計画・要求面積等

D：基本計画及び基本設計

(1) 基本計画：レイアウトプラン作成（平面図・天井伏図）

(2) 管轄省庁（消防）工事相談・工事申請準備 ※消防届の作成は別途

(3) 基本計画：間仕切仕様、内装仕上げ

(4) 基本計画：電気設備（照明点滅区分・OAコンセントプロット）

(5) 基本計画：空調設備（ゾーニング・スイッチ位置等）

(6) 基本計画：セキュリティ概要

(7) 基本計画：AVシステム概要

(8) 基本計画：家具新規・転用計画

(9) デザイン作成・提出・調整

(10) 基本計画：基準レイアウト図

(11) 基本計画：内装デザイン・内装仕上げ表

E：実施設計・施工図

(1) 実施設計：実施レイアウト図面

(2) 実施設計：建築・内装仕上げ表

F：プロジェクト/予算/工事・施工管理

(1) プロジェクト全体スケジュール

G：B工事（ビル指定業者）

(1) ビル指定業者への見積依頼・図面一式の提出、内容説明

(2) 見積回収、内容の確認

(3) ビル指定業者への見積結果報告・交渉方針説明

(4) ビル指定業者への見積交渉

(5) チェンジオーダーの査定及び管理

(6) 最終工事金額報告

H：C工事

(1) 入札仕様書の作成 ※建築内装工事1式

(2) 入札依頼・質疑回答

(3) 入札書の取得

(4) 精査・結果報告

(5) チェンジオーダーの査定及び管理

(6) 最終工事金額報告

## I：工事期間

- (1) 工事定例会
- (2) 品質確認（現場確認、中間検査）
- (3) コスト管理業務
- (4) スケジュール進捗管理
- (5) 残工事項目の状況監理
- (6) 残工事項目の完了確認
- (7) 引渡し書類準備
- (8) 消防検査
- (9) 完成（竣工）検査

## J：引渡し

- (1) 引渡し説明会

## 6. 設計・コンサルに関する要求事項

### ①コンサル担当者

A：選定コンサル会社は、増床工事プロジェクトを進める上で、発注者、設計者、工事業者、その他関係者に対する適切な対応、及び業務に対する適切な監督・調整ができる能力がある者を選任させることとします。

B：コンサル担当者は発注者の合意なしに交代することはできません。しかし、それらの能力が劣ると判断された場合には、発注者の要求に従い無償で交代しなければなりません。

### ②設計に関する要求事項

(1)	音漏れしないオンライン MTG 用 3名会議室×2部屋を追加 (モニターに対して3名横並びで着席可能)
(2)	音漏れしないオンライン MTG 用 1～4名会議室×1部屋を追加
(3)	大型PC 2台横並びで2名作業可能（前後左右に余裕を持つ）かつ音漏れしない 個室×2部屋
(4)	6名業務可能なフリーアドレス形式の執務エリアを追加

※その他の要望については、別紙参照。

### ③会議への参加

A：選定コンサル会社は定例会議及び発注者の要求する会議に出席するものとします。会議において、選定コンサル会社は増床プロジェクトの進捗状況、他業者との調整、問題点等を説明することとします。

### ④マスタースケジュールに関する要求事項

A：C工事業者選定の一般入札に関わる工程

B：発注者や各業者との調整により、完了日が変更になる場合は適宜マスタースケジュールを修正して、発注者に提出することとします。

### ⑤追加変更

A：選定コンサル会社は、本増床工事プロジェクト中に当初の契約に含まれない、大規模な変更又は追加業務の必要が生じた場合、原則として、変更ないし追加業務にかかる費用を明記した見積書

をあらためて提出し、発注者の承認を受けたうえで、速やかに対応することとします。見積書の提出あるいはその承認を待てない緊急の事情がある場合は、選定コンサル会社は、事前に発注者に連絡したうえで、直ちに変更または追加業務を行うことができます。変更ないし追加業務にかかる費用について、それが社会通念に照らし必要かつ相当である場合、発注者はその費用を負担します。

B：変更ないし追加業務については、社会通念に照らし、①それが発注時の業務範囲に含まれていないこと、②変更ないし追加の必要性が明白であること、③変更ないし追加の内容が相当であること、④その他変更ないし追加を可とする事情が存在し不可とする事情が存在しないことの全てが認められる場合でなければ承認しないこととします。

#### ⑥作業日・作業時間帯

A：工事期間、作業日程、作業時間帯については、発注者及びビルと協議の上定めるものとします。

## 7. 引渡し時提出書類

### ①引渡し時の提出書類、提出物

以下を引渡し後 30 日以内に提出するものとします。

A：完成図書

(1) レイアウトプラン

(2) 天井伏図

(3) 床伏図

(4) 照明切り分け図

## 8. 支払条件

### ①支払い条件

引き渡し及び完成図書の提出完了後、月末締め翌月末支払いと致します。

## 9. 入札書類提出時留意点

### ①見積書他作成方法・留意点

特記なき限り見積書の作成は以下の通りとします。

A：見積書宛名/発注者名

「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」

B：見積りフォーマット及び書式

各社任意のものとします。

C：内訳明細を作成し、一式計上のみでの作成は認めないものとします。

D：入札金額について

入札金額には、図面作成費、打合せ費、出張旅費、宿泊費、文書交通費、コピー代、現場経費、外注費、一般管理費、保険料、その他全ての関連費用や利益を含むものとし業務完了までに必要な金額がすべて含まれるものとします。

E：入札費用

入札に要した費用は一切入札者負担とします。



## 10. 選定コンサル会社選考基準

発注者は、別紙評価手順書に従い、以下の事情を総合的・客観的に評価した総合評価点が最も高い者を落札者とします。

A：提出物が入札仕様書の記載事項に適合しているかどうか

B：総合的な業務推進体制

C：会社実績及びプロジェクト実績

D：設計図面の内容及びスケジュール案の内容

E：入札金額

<注意事項>

発注者は理由の如何を問わずに本入札をいつでも中止することができるものとします。その場合、入札者に生じたいかなる費用も発注者は負担しません。

## 11. 入札結果通知

発注者が最終決定を行い、結果はメールにて通知します。

入札結果通知予定日：令和3年10月21日（木）～10月25日（月）

## 12. 発注及び工事金額

選定コンサル会社の決定通知を受けた会社は、発注者と正式契約を速やかに締結願います。

## 13. その他注意点

### ①入札参加の辞退

参加申込みをしたにもかかわらず、何らかの理由により、入札書を提出できない場合は、できる限り速やかに申し出てください。

### ②入札有効期限

入札で示された落札者の意思表示は入札日から歴日60日間継続して有効であるものとします。この期間は入札辞退、入札内容の変更ができません。

### ③守秘義務

入札書類の受領者及び関係者は機密を保持し、当センターの事業に関する一切の情報を第三者に開示してはなりません。

事前の書面による承諾を得ることなく、当プロジェクトに関する情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはならないものとします。但し、業務の補助者や協力者など業務の履行に必要な範囲での開示は除きます。この場合開示した第三者にも同様の守秘義務を遵守させてください。

### ④競争参加資格

(1) 会社更生法（平成14年法律154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争の参加する資格がありません。

(2) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることとします。

(3) 競争から暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契

約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、反社会的勢力排除に関する確約書を提出することとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア：応札者の役員等が、反社会的勢力であること。

イ：役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものであること。

ウ：反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与していること。

エ：応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしていること。

オ：応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

カ：応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

キ：応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ク：その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54条）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っていること。

以上

作成者：一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター

作成日：令和3年9月30日